

衆議院 水産委員会議録 第十六号

昭和二十六年十一月二十一日(水曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長

富永格五郎君

鈴木善幸君

田中誠之進君

川村善八郎君

久野忠治君

五島秀次君

小松勇次君

水野彦治郎君

田口長治郎君

小島秀次君

山本豊君

農林事務官

(水産次長)

川村善八郎君

久野忠治君

五島秀次君

小松勇次君

水野彦治郎君

田口長治郎君

小島秀次君

山本豊君

農林事務官

(水産次長)

川村善八郎君

久野忠治君

五島秀次君

小松勇次君

水野彦治郎君

田口長治郎君

小島秀次君

山本豊君

農林事務官

(水産次長)

川村善八郎君

久野忠治君

五島秀次君

小松勇次君

水野彦治郎君

田口長治郎君

小島秀次君

山本豊君

第二節 保護水面(第十四条)	
第十九条	
○富永委員長	これより水産委員会を開きます。
○富永委員長	この際お詫びいたします。去る十五日二階室進君及び十九日木村榮君が委員を辞任されましたので、漁業協定に関する小委員及び請願及び陳情書審査小委員がそれへ一名ずつ欠員になつております。この際その補欠選任を行いたいと思います。これは先例によります。御異議ありませんか。
○富永委員長	業協定に関する小委員には、再び二階堂進君が委員に選任されましたので同君を、また請願及び陳情書審査小委員には横田甚太郎君をそれへ御指名申し上げます。
○富永委員長	御異議なしと呼ぶ者あり。
第四節 水産動植物の種苗の確保(第二十七条・第二十八条)	
○富永委員長	本日の会議に付した事件を議題とし審査を進めます。まず提出者より提案理由の御説明を願います。
○富永委員長	次に水産資源保護法案を議題とし審査を進めます。まず提出者より提案理由の御説明を願います。
(適用範囲)	
○富永委員長	第一条 この法律は、水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする。
○富永委員長	第二条 公共の用に供しない水面には、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない。
○富永委員長	第三条 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と連接して一体を成るものには、この法律を適用する。
(罰則)	
○富永委員長	前項の罰則による省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。
○富永委員長	前項の罰則に規定することができる。罰は、省令があつては二年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則があつては六箇月以下の懲役、一万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とす
(規則)	
○富永委員長	第一項の規定による省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船、漁具及び同項第六号の水産動植物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の掲げる事項に関する規定を設けることができる。
○富永委員長	農林大臣は、第一項の省令を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。
○富永委員長	都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、農林大臣の許可を受けなければならぬ。
○富永委員長	都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八十四条第一項(海区漁業調整委員会の設置)に規定する海面に係るものにあつては、当該都道府県の区域に沿う海面につき定めた海区に設置した連合海区漁業調整委員会(当該都道府県の区域に沿う海面につき定められた海区の数が一である場合にあつては、当該海区の海区漁業調整委員会)の意見を、同法第二十七条(内水面における第五種共同漁業の免許)に規定する内水面に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならぬ。

第二章 水産資源保護法	
第一章 総則(第一条・第三条)	
○富永委員長	第一条 本法の名称は「水産資源保護法」とする。
○富永委員長	第二条 本法の適用範囲は、内水面に係る漁業を除くものとする。
○富永委員長	第三条 本法の用語の意味は、内水面に係る漁業の用語と同一とする。
第二章 水産資源の保護培養(第四条・第二十八条)	
○富永委員長	第一条 本法の目的は、内水面に係る漁業の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする。
○富永委員長	第二条 公共の用に供しない水面には、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない。
○富永委員長	第三条 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と連接して一体を成るものには、この法律を適用する。
第三章 水産動植物の保護培養(第五条)	
○富永委員長	第一条 本法の目的は、内水面に係る漁業の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする。
○富永委員長	第二条 公共の用に供しない水面には、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない。
○富永委員長	第三条 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と連接して一体を成るものには、この法律を適用する。
第四章 水産動植物の移植(第六条)	
○富永委員長	第一条 本法の目的は、内水面に係る漁業の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする。
○富永委員長	第二条 公共の用に供しない水面には、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない。
○富永委員長	第三条 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と連接して一体を成るものには、この法律を適用する。
第五章 雜則(第三十二条)	
○富永委員長	第一条 本法の目的は、内水面に係る漁業の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする。
○富永委員長	第二条 公共の用に供しない水面には、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない。
○富永委員長	第三条 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と連接して一体を成るものには、この法律を適用する。
第六章 罰則(第三十六条・第四十五条)	
○富永委員長	第一条 本法の目的は、内水面に係る漁業の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする。
○富永委員長	第二条 公共の用に供しない水面には、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない。
○富永委員長	第三条 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と連接して一体を成るものには、この法律を適用する。
第七章 制限等(第四条・第十三条)	
○富永委員長	第一条 本法の目的は、内水面に係る漁業の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする。
○富永委員長	第二条 公共の用に供しない水面には、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない。
○富永委員長	第三条 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と連接して一体を成るものには、この法律を適用する。

(漁法の制限)

第五条 爆発物を使用して水産動植物を採捕してはならない。但し、この限りでない。

第六条 水産動植物をまひさせ、又は死なせる有毒物を使用して、水産動植物を採捕してはならない。

第七条 水産動植物を所持し、又は販売してはならない。

第八条 公共の用に供しない水面(公共の用に供しない水面)

第九条 農林大臣は、水産資源の保護のため必要があると認めるときは、漁業法第五十二条(指定遠洋漁業)の指定遠洋漁業又は同法第六十五条第一項(漁業調整に関する命令)及びこの法律の第四条の規定に基く省令の規定により農林大臣の許可を受けることができる。

第十条 前条の規定により定数が定められた時に当該漁業の種類及び水域につき現に漁業の許可(漁業に関する起業の認可を含む。以下同じ。)を受けている漁船の隻数が定数をこえているときは、農林大臣は、左に掲げる事項を勘案して省令で定める基準に従い、そのできる数の漁船につき、当該漁業に係る許可の取消の期日又は変更すべき当該漁業の操業区域及び変更の期日を指定しなければならない。

第十一條 政府は、前条第五項の規定による許可の取消又は操業区域の変更によつて生じた損失を当該処分を受けた者に対し補償しなければならない。

第十二条 第一項の規定により補償すべき損失は、同項の処分によつて通常生ずべき損失とする。

第十三条 農林大臣は、前項の漁獲限度を超過する漁獲物の種類及び水域別に、当該漁業により漁獲すべき年間の数量の最高限度(以下「漁獲限度」という。)を定め、関係業者又はその団体に対し、この限度をこえて漁獲しないよう措置すべきことを勧告することができる。

第十四条 この法律において「保護水面」とは、水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であつて、その保護培養のため必要な措置を講すべき水面として農林大臣が指定する区域をい

う。

第十五条 保護水面は、農林大臣が、都道府県知事の申請に基いて、且つ、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならぬ。

第十六条 農林大臣は、第四項の規定により保護水面の指定をしようとするときは、指定すること及び前項の管理計画について、指定をしようとする保護水面の属する水面を管

自然的及び社会的条件を総合的に勘案しなければならない。

するときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。(定数超過による許可の取消及び変更)

第十七条 前条の規定により定数が定められた時に当該漁業の種類及び水域につき現に漁業の許可(漁業に関する起業の認可を含む。以下同じ。)を受けている漁船の隻数が定数をこえているときは、農林大臣は、左に掲げる事項を勘案して省令で定める基準に従い、そのできる数の漁船につき、当該漁業に係る許可の取消の期日又は変更すべき当該漁業の操業区域及び変更の期日を指定しなければならない。

第十八条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第十九条 前項の規定による補償金の額が国

第十二条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第十三条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第十四条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第十五条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第十六条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第十七条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第十八条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第十九条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第二十条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第二十一条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第二十二条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第二十三条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第二十四条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第二十五条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第二十六条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第二十七条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第二十八条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第二十九条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第三十条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第三十一条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第三十二条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第三十三条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第三十四条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第三十五条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第三十六条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第三十七条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第三十八条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第三十九条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

第四十条 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次の規定による補償金の額が国

轄する都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

7 第三項の規定は、都道府県知事が前項の規定により農林大臣に意見を述べようとする場合に準用する。

8 第一項又は第四項の規定による保護水面の指定は、保護水面の区域及び第十六条の規定によるその管理者の告示をもつてする。

(保護水面の管理)

第十六条 保護水面の管理は、当該保護水面の属する水面を管轄する都道府県知事が行う。但し、当該水面が二以上の都道府県知事の管轄に属し、又は当該水面の管轄が明確でないときは、農林大臣は、当該保護水面を管理する都道府県知事を指定し、又はみずから管理することができる。

(保護水面の管理計画)

第十七条 保護水面の管理計画においては、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。

(水産動植物の種類

並びにその増殖の方法及び増殖

及は禁止の内容

三 制限し、又は禁止する漁具又

は漁船及びその制限又は禁止の内

内容

2 都道府県知事は、農林大臣の認

可を受けて、その管理する保護水面の管理計画を変更することができる。この場合には、第十

五条第三項の規定を準用する。

3 農林大臣は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、その管理する保護水面の管理計画を変更すべきことを命ずることができる。この場合には、第十

五条第六項及び第七項の規定を準用する。

(工事の制限)

第十八条 保護水面の区域内において、埋立若しくはしゆんせつの工事又は水路、河川の流量若しくは

水位の変更をきたす工事をしようとする者は、政令の定めるところにより、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事又は農林大臣は、前項の許可を受けないでされた工事が当該保護水面の管理に著しく障害を及ぼすと認めるときは、当該工事の施行者に対し、当該工事を変更し、又は当該水面を原状に回復すべきことを命ずることができる。

(費用の負担)

第十九条 都道府県知事が管理計画に基いて行う保護水面の管理に要する経費は、国の負担とする。

三 第三節 さく河魚類の保護

(培養)

第二十条 農林大臣は、さく河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために、その人工ふ化放流を実施する。

2 農林大臣は、毎年度、前項の人

工ふ化放流の実施に関する計画を定めなければならない。

3 前項の人工ふ化放流の計画にお

いては、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該年度において人工ふ化放流を実施する河川

二 当該年度において人工ふ化放流の計画を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

3 農林大臣は、第二項の人工ふ化放流を実施する場所及び放流水量を定めようとするとき

は、都道府県知事に委任することがで

るに、第一項の事務の一部を都道府県知事に委任することがで

きる。

(受益者の費用負担)

第二十一条 農林大臣は、さく河魚類のうちさけ又はますを目的とする漁業を営む者が、前条第一項の規定により実施する人工ふ化放流により著しく利益を受けるときは、

その者にその実施に要する費用の一部を負担させることができることを認めることとする。

(さく河魚類の通路の保護)

第二十二条 さく河魚類の通路となつている水面に設置した工作物の所有者又は占有者は、さく河魚類の通路

前項の工作物の所有者又は占有者が同上を妨げないように、その工作物を管理しなければならない。

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の工作物の所有者又は占有者が同項の規定による管理を怠つてゐると認めるときは、その者に対し、同項の規定に従つて管理すべきことを命ずることができる。

3 前項の規定により除害工事を命ずるときは、次項の規定による補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

2 前項の規定により除害工事を命ずるときは、その所有者又は占有者に対し、除害工事を命ずることができる。

3 農林大臣は、第一項の規定により除害工事を命じたときは、その工作物について権利を有する者に對し、相当の補償をしなければならない。但し、第二十二条第二項の規定による命令に違反した者に対する対し、第一項の規定により除害工事を命じた場合においては、その者に對しては、補償しない。

2 農林大臣は、前項の規定による工作物の除害工事の命令があつた場合においては、申請者又は工作物についことができる。

3 前項の訴においては、國を被告とする。但し、第四項の場合においては、申請者又は工作物についことができる。

4 第一項の規定による工作物の除害工事の命令があつた場合においては、申請者又は工作物についことができる。

5 前二項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつて、その増減を請求することができます。

6 前項の訴においては、國を被告とする。但し、第四項の場合においては、申請者又は工作物につい

て権利を有する者を被告とする。

7 第一項の規定による工作物の除害工事の命令があつた場合においては、申請者又は工作物につい

て権利を有する者を被告とする。

8 前項の訴においては、國を被告とする。但し、第四項の場合においては、申請者又は工作物につい

て権利を有する者を被告とする。

9 前項の規定により除害工事を命じたときは、その所有者又は占有者に對し、除害工事を命ずることができる。

2 前項の規定により除害工事を命じたときは、その所有者又は占有者に對し、除害工事を命ずることができる。

3 農林大臣は、第一項の規定により除害工事を命じたときは、その工作物について権利を有する者に對し、相当の補償をしなければならない。但し、第二十二条第二項の規定による命令に違反した者に対する対し、第一項の規定により除害工事を命じた場合においては、その者に對しては、補償しない。

2 前項の規定により除害工事を命じたときは、その所有者又は占有者に對し、除害工事を命ずることができる。

3 農林大臣は、第一項の規定により除害工事を命じたときは、その工作物について権利を有する者に對し、相当の補償をしなければならない。但し、第二十二条第二項の規定による命令に違反した者に対する対し、第一項の規定により除害工事を命じた場合においては、その者に對しては、補償しない。

2 前項の規定により除害工事を命じたときは、その所有者又は占有者に對し、除害工事を命ずることができる。

3 農林大臣は、第一項の規定により除害工事を命じたときは、その工作物について権利を有する者に對し、相当の補償をしなければならない。但し、第二十二条第二項の規定による命令に違反した者に対する対し、第一項の規定により除害工事を命じた場合においては、その者に對しては、補償しない。

4 第一項の規定による除害工事の命令が利害関係人の申請によつてされたときは、農林大臣の定めるところにより、当該申請者が、前項本の規定による補償をしなければならない。

5 前二項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつて、その増減を請求することができます。

6 前項の訴においては、國を被告とする。但し、第四項の場合においては、申請者又は工作物につい

て権利を有する者を被告とする。

7 第一項の規定による工作物の除害工事の命令があつた場合においては、申請者又は工作物につい

て権利を有する者を被告とする。

8 前項の規定により除害工事を命じたときは、その所有者又は占有者に對し、除害工事を命ず

ることができる。

2 前項の規定により除害工事を命じたときは、その所有者又は占有者に對し、除害工事を命ず

ることができる。

3 農林大臣は、第一項の規定により除害工事を命じたときは、その工作物について権利を有する者に對し、相当の補償をしなければならない。但し、第二十二条第二項の規定による命令に違反した者に対する対し、第一項の規定により除害工事を命じた場合においては、その者に對しては、補償しない。

2 前項の規定により除害工事を命じたときは、その所有者又は占有者に對し、除害工事を命ず

ることができる。

3 農林大臣は、第一項の規定により除害工事を命じたときは、その工作物について権利を有する者に對し、相当の補償をしなければならない。但し、第二十二条第二項の規定による命令に違反した者に対する対し、第一項の規定により除害工事を命じた場合においては、その者に對しては、補償しない。

2 前項の規定により除害工事を命じたときは、その所有者又は占有者に對し、除害工事を命ず

ることができる。

3 農林大臣は、第一項の規定により除害工事を命じたときは、その工作物について権利を有する者に對し、相当の補償をしなければならない。但し、第二十二条第二項の規定による命令に違反した者に対する対し、第一項の規定により除害工事を命じた場合においては、その者に對しては、補償しない。

第一類第十号

許可に基いて採捕する場合は、この限りでない。

(公共の用に供しない水面)

第二十六条 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面又は第三条の水面に通するものには、政令で、第二十二条から前条までの規定及びこれらに係る罰則を適用することができる。

第四節 水産動植物の種苗の確保

(届出の義務)

第二十七条 省令で定める水産動植物の種苗を、業として、販売の目的をもつて採捕し、又は生産しようとする者は、省令の定めるところにより、農林大臣にその旨の届出をしなければならない。その業を廃止したときも、同様とする。

(生産及び配付の指示)

第二十八条 農林大臣は、前条に規定する水産動植物の種苗を確保するため必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、同条に規定する者に対し、当該水産動植物の種苗の生産又は配付につき必要な指示をすることができる。

第三章 水産資源の調査

(水産資源の調査)

第二十九条 農林大臣は、この法律の目的を達成するために、予算の範囲内において、左の各号に掲げる者に対する費用の一部を補助することができる。

(補助)

第三十一条 国は、この法律の目的を達成するために、予算の範囲内において、左の各号に掲げる者に対する費用の一部を補助することができる。

一、さく河魚類の通路となつている水面に設置した工作物の所有者又は占有者(第二十四条第一項の規定による除害工事の命令を受けた者を除く)が、当該水面において、第二十三条第二項に規定する施設を設置し、又は改修するのに要する費用

二、国以外の者がさく河魚類のうちさけ又はますの人工ふ化放流事業を行うのに要する費用

(第五章 雜則)

第三十二条 農林大臣又は都道府県知事は、予算の範囲内で、所部の職員の中から水産資源保護指導官又は水産資源保護指導員を命じ、

一、農林大臣は、省令の定めるところにより、前項の事務の一部を都道府県知事に委任することができ

びこの法律に基く命令の執行に関する事務をつかさどらせる。

(水産資源の保護培養に関する協力)

第三十三条 都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、漁業を営み、又はこれに従事する者に、漁獲の数量、時期、方法その他必要な事項を報告させることができ

る。

七条の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科するこ

とができる。

第四十条 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役、一万元以下の罰金、拘留又は科料に処する。

一、第二十三条第三項の規定に違反した者

二、第二十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三、第三十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四、漁業法の一部を次のように改正する。

1. この法律施行の際現に第二十七条に規定する業を行つている者は、この法律施行の日から六十日以内に、省令の定めるところにより、農林大臣にその旨の届出をしなければならない。

2. この法律施行の際現に第二十七条に規定する業を行つている者は、この法律施行の日から六十日以内に、省令の定めるところにより、農林大臣にその旨の届出をしなければならない。

3. 第四十条第二号及び第四十一条の規定は、前項の場合に準用する。

4. 第六十一条第一項中「水産動植物の繁殖保護」及び第五号から第七号までを削り、同条第四項中「漁具及び第七号までを削り、同条第九条第一項」に改める。

第五章 水産資源保護指導官及び水産資源保護指導員

第六十五条第一項中「水産動植物の繁殖保護」及び第五号から第七号までを削り、同条第四項中「漁具及び第七号までを削り、同条第九条第一項」に改める。

第六十八条から第七十一条まで削除

第七十三条中「第六十五条(漁業調整に関する命令)及び第六十八条から第七十二条まで(漁法の制限)」

り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2 国以外の者が北海道において漁港修築事業を施行する場合には、基本施設(第四種漁港におけるけい留施設を除く。)については、当分の間、第二十条第二項又は第三項に定める割合によらず、外から施設又は水域施設の修築に要する費用はその金額を一けい留施設の修築に要する費用はその百分の七十五を、国が第三種漁港及び第四種漁港又は第一種漁港及び第二種漁港の区分に従いそれぞれ負担し又は補助する。この場合には、「前二項若しくは第三項又は附則第二項」と「前二項若しくは第四項又は附則第二項」と、同条第五項中「第二項又は第三項」とあるのは「第二項若しくは第三項又は附則第二項」と、第二十四条の二、第二十四条の三及び第二十四

備計画等も順次進歩を見、本法の運用も軌道に乗って来たのであります。また北海道の漁業の発展をはかるため、北海道における漁港施設をすみやかに整備し、道内船、道外船等にこれら漁港を高度に利用せしめなければならぬ必要上、地方財政の特異性を考慮し、その修築に要する費用に関する國の負担、または補助の割合を引上げるとともに、本土における第四種漁港に対する國の負担率に不分明な点がありましたので、これを明確化し、さらに國の負担金または補助金に関する会計手続の規定を設ける必要があります。

○高木委員長 次に水産金融に関する議題とし、質疑を許します。小高委員、水産金融の問題について、水産庁当局にお尋ねをいたしたいであります。

〔委員長退席、松田委員長代理着席〕

ただいま私どもが水産金融でいかに悩んでおるかということは、すでに論をまたないのであります。なあんずく昨年は、漁業の演習による災害補償をいたしまして一億三千四百万円の金額が國庫から支出されたのであります。その当時も議論になりました九十九里を中心とする災害補償の額でございますが、災害補償を出してもらつた、済金的のものをもらつたと言つて、漁業者はそれで満足しておるのでございません。これを機会として、一つの転業対策をして行かなければならぬのじやなかろうかというところから、当然の結果として金融の必要性に迫られ、そこで大蔵省主計局長とも、この点については昨年來その話を進めておるのであります。一向にうちが明かないであります。そこで漁業災害補償金と並行して、新たなる特融とでも言うべき転業資金の金融措置を三十億くらい講じたらどうかといふことを主張しておりますが、それに対する水産庁のお考えはいかよくなつておるかといふことが一点と、いま一点お尋ねしたいのは、最近合

成繩維によるアミランとかビニロンとかいう漁網が、これまた操業度を高めている意味におきまして、あるいは合成繩維を使うことによって網ぼしとか休漁日が非常に少くなる、あるいはまた、会

網の水切れがよいので労力を省くことができる、従つて食糧等もこれに関連して減量できる、人数が減るから従つてそういう消費面においても関連的に経済がとれる、そういうことから合纏維の要求度が非常に高まつて来たのであります。

○高木委員長 次に水産金融に関する議題とし、質疑を許します。小高委員、水産金融の問題について、水産庁当局にお尋ねをいたしたいであります。

〔速記中止〕

○高木委員長 それでは速記を始めてください。

○山本(豊)政府委員 最初のお尋ねは、いわゆる演習等によりまして生業を奪われましたものに対する転業資金を考えておるかというお話であります。これが、この特に九十九里浜等の演習によります損害の補償は、ただいまお話をあります。しかしこれはかねぐの懸案でもありますので、一応お尋ねいたしたいのであります。

この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十条第二項及び附則の改正規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附 則

○川村委員 漁港法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。重要施設である漁港の修築、維持管理等に関する制度が確立され、法律に規定されている漁港の指定、漁港の整

別に質疑の御要求もないようですが、両案に対する質疑は省略いたしますから、両案に対する討論採決は、各派の態度を御決定願うため一度党にお持合し、両案に対する討論採決は、各派の

別に質疑の御要求もないようですが、両案に対する討論採決は、各派の態度を御決定願うため一度党にお持合し、両案に対する討論採決は、各派の

別に質疑の御要求もないようですが、両案に対する討論採決は、各派の態度を御決定願うため一度党にお持合し、両案に対する討論採決は、各派の

別に質疑の御要求もないようですが、両案に対する討論採決は、各派の態度を御決定願うため一度党にお持合し、両案に対する討論採決は、各派の

別に質疑の御要求もないようですが、両案に対する討論採決は、各派の態度を御決定願うため一度党にお持合し、両案に対する討論採決は、各派の

別に質疑の御要求もないようですが、両案に対する討論採決は、各派の態度を御決定願うため一度党にお持合し、両案に対する討論採決は、各派の

別に質疑の御要求もないようですが、両案に対する討論採決は、各派の態度を御決定願うため一度党にお持合し、両案に対する討論採決は、各派の

社を通じてであります。試験であるとかいうようなことのある程度やつて参つておるわけであります。水産研究会等におきましても、若干のそういう試験をやつて参つたのであります。その結果は、アミラン等につきましては大体価格相当な需給力もあり、またよい品であるということがわかつて参つておるのであります。もつとも一口に合成功業と申しましても、ビニロンであるとかあるいはその他の繊維もあるのであります。これらについてはまだアミランほど研究の段階が進んでおらないであります。しかし、すれにしましても、こういうふうな非常に堅牢な網でもいいことは、これはひどい保険の対象にも相なり得るのであります。現に長崎地方ではアミランの網につきましては、——この網はいかなる網でもいいそらであります。名前を忘れましたが、ある民間の保険会社がこれを保険にとつておるようになります。一種の損害保険であります。保険料としてはかなり高いのであります。しかし、う恩典といいますか、便宜も受け得るのでありますから、ぜひ代用繊維というものの普及徹底といふことは政府としても大いに考えたい、かように考えておるわけであります。一口にも申されませんけれども、現在綿網の原料になります綿糸、これは海外に仰いでおるのであります。これが、おそらく百億以上になるのではないかと思うのであります。これだけの金にかわるべきアミラン等が国内にできますと、これらに対するい

わゆる助成とかあるいは融資とかといふ問題は、国内的に見れば大した犠牲ではなくしてそれだけの効果は上り得あるのではないか、そういう意味から言ふのであります。そこで、何らかこれらの対策を講じておるのであります。もつとも一口に合成功業と申しましても、ビニロンであるとかあるいはその他の繊維もあるのであります。これらについてはまだアミランほど研究の段階が進んでおらないであります。しかし、すれにしましても、こういうふうな非常に堅牢な網を持つということは、これはひどい保険の対象にも相なり得るのであります。現に長崎地方ではアミランの網につきましては、——この網はいかなる網でもいいそらであります。名前を忘れましたが、ある民間の保険会社がこれを保険にとつておるようになります。一種の損害保険であります。保険料としてはかなり高いのであります。しかし、う恩典といいますか、便宜も受け得るのでありますから、ぜひ代用繊維というものの普及徹底といふことは政府としても大いに考えたい、かのように考えておるわけであります。一口にも申されませんけれども、現在綿網の原料になります綿糸、これは海外に仰いでおるのであります。これが、おそらく百億以上になるのではないかと思うのであります。これだけの金にかわるべきアミラン等が国内にできますと、これらに対するい

わゆる助成とかあるいは融資とかといふ問題は、国内的に見れば大した犠牲ではなくしてそれだけの効果は上り得あるのではないか、そういう意味から言ふのであります。そこで、何らかこれらの対策を講じておるのであります。もつとも一口に合成功業と申しましても、ビニロンであるとかあるいはその他の繊維もあるのであります。これらについてはまだアミランほど研究の段階が進んでおらないであります。しかし、すれにしましても、こういうふうな非常に堅牢な網を持つということは、これはひどい保険の対象にも相なり得るのであります。現に長崎地方ではアミランの網につきましては、——この網はいかなる網でもいいそらであります。名前を忘れましたが、ある民間の保険会社がこれを保険にとつておるようになります。一種の損害保険であります。保険料としてはかなり高いのであります。しかし、う恩典といいますか、便宜も受け得るのでありますから、ぜひ代用繊維というものの普及徹底といふことは政府としても大いに考えたい、かのように考えておるわけであります。一口にも申されませんけれども、現在綿網の原料になります綿糸、これは海外に仰いでおるのであります。これが、おそらく百億以上になるのではないかと思うのであります。これだけの金にかわるべきアミラン等が国内にできますと、これらに対するい

わゆる助成とかあるいは融資とかといふ問題は、国内的に見れば大した犠牲ではなくしてそれだけの効果は上り得あるのではないか、そういう意味から言ふのであります。そこで、何らかこれらの対策を講じておるのであります。もつとも一口に合成功業と申しましても、ビニロンであるとかあるいはその他の繊維もあるのであります。これらについてはまだアミランほど研究の段階が進んでおらないであります。しかし、すれにしましても、こういうふうな非常に堅牢な網を持つということは、これはひどい保険の対象にも相なり得るのであります。現に長崎地方ではアミランの網につきましては、——この網はいかなる網でもいいそらであります。名前を忘れましたが、ある民間の保険会社がこれを保険にとつておるようになります。一種の損害保険であります。保険料としてはかなり高いのであります。しかし、う恩典といいますか、便宜も受け得るのでありますから、ぜひ代用繊維というものの普及徹底といふことは政府としても大いに考えたい、かのように考えておるわけであります。一口にも申されませんけれども、現在綿網の原料になります綿糸、これは海外に仰いでおるのであります。これが、おそらく百億以上になるのではないかと思うのであります。これだけの金にかわるべきアミラン等が国内にできますと、これらに対するい

わゆる助成とかあるいは融資とかといふ問題は、国内的に見れば大した犠牲ではなくしてそれだけの効果は上り得あるのではないか、そういう意味から言ふのであります。そこで、何らかこれらの対策を講じておるのであります。もつとも一口に合成功業と申しましても、ビニロンであるとかあるいはその他の繊維もあるのであります。これらについてはまだアミランほど研究の段階が進んでおらないであります。しかし、すれにしましても、こういうふうな非常に堅牢な網を持つということは、これはひどい保険の対象にも相なり得るのであります。現に長崎地方ではアミランの網につきましては、——この網はいかなる網でもいいそらであります。名前を忘れましたが、ある民間の保険会社がこれを保険にとつておるようになります。一種の損害保険であります。保険料としてはかなり高いのであります。しかし、う恩典といいますか、便宜も受け得るのでありますから、ぜひ代用繊維というものの普及徹底といふことは政府としても大いに考えたい、かのように考えておるわけであります。一口にも申されませんけれども、現在綿網の原料になります綿糸、これは海外に仰いでおるのであります。これが、おそらく百億以上になるのではないかと思うのであります。これだけの金にかわるべきアミラン等が国内にできますと、これらに対するい

会計が約半分くらいで残りを預金部資金に仰ぐ、これはコストの関係がありますので、そういう要求をしたのであります。しかし一般会計はためで、結局預金部の関係から六十億追加をしよう、これが現在の状況であります。今大蔵省いたしましては、預金部資金の放出しは、そういう農林関係につきましては、せつかあります特別融資のこの法律の中に盛り込んで、ぱら／＼いろいろ持つて行かない方が明瞭になつてよかろうというふうな考えも相当あります。従いましてわれ／＼いたしましては、まず第一段に考え方いたしましては、まず第二段といましては、今小高委員の申されましたような方法も絶無ではありませんかから幾らほどそういう方面に出せるかの問題にかかるつておりますので、一方特融で相當に預金部資金を出しておる関係もありますので、別途に交渉してもなかなか／＼預金部自身として金を出せる余地は少からうというふうに思われるのです。しかし方法としてお考えのようないくつかり立つと思ふのであります。特にアミラン等の網について、先ほども申しましたような保険の対象にもなり得るといふうことになりますと、特にそういうむずかしい法律による融資のみによらなくとも、やや長期にわたりますが、中金の普通融資の道もあり得ると思うであります。問題はその際における預金部の金を特にひもつきで金庫にどのくらい出してくれるかという問題にかかっています。こういう点は今

後もひとつ研究してみたいと思います。○小高委員 預金部資金から充足するという点もよくわかるのであります。預金部資金の農林中金の保証によるような措置をとらない限り相当大幅には解決しにくいもので、この点特に考慮のうちに入れておいていただきたい。それから先ほど御答弁がございました約十億を二十七年度予算に希望しておるというのであります。これは大体とれるという見込みのものとにわれわれは行動をとつてよろしいかどうか、その見通しと経過をお聞かせ願います。

○山本(農)政府委員 この点ははつきりしたことはまだ申し上げる段階ではないと思うのですが、水産の施設金融の面については、どうしても特融のもつと大わくなものをぜひお願いしたいと思うことは、長年皆さんと同様の希望を持つておるわけであります。その皮切りが冷凍設備に始つたのです。その皮切りが冷凍設備に始つたのであります。これも今年度と来年度くらいで、大体目的のある程度を達成すると思つて参るものではございません。それで、それらの関係で少しずつでも余裕ができるれば、将来の問題として講ずる、これが最大の責務でなければならぬと考えておるのです。何といつても全体のわくの問題もござりますので、いろいろ御質問にもなるうと思いますが、幸いにこの問題にもなるうと思いますが、幸いにこの問題を延期したいと思ひますので御了承願ひます。午前十一時三十九分休憩

策として、大蔵大臣は証券の買上げは十億を約束せられております。そのほかに特融関係のわくに十億だけひもつておられるわけであります。われ／＼が今申しましたような計画の中に入つておる以外に考へてくれということを、強く大臣として非常に大事をとつてお考えのようであります。金額はきまりませんけれども、そういうようなことが出て参りますと、たとえば十億を冷蔵庫の方に持つて行くことになれば、予定の計画のわくの中にもた余地も出でるのはなかろうかという気持で、われ／＼としては強く押して参りたいと考えております。

○山本(農)政府委員 今お尋ねいたしましたことは、長年皆さんと同様の希望を持つておるわけであります。その皮切りが冷凍設備に始つたのです。その皮切りが冷凍設備に始つたのであります。これも今年度と来年度くらいで、大体目的のある程度を達成すると思つて参るものではございません。今日において、水産庁はどこを中心とおして動かかといふと、合成織維等について補助金とかあるいは金融の方途を講ずる、これが最大の責務でなければならぬと考えておるのです。何といつても余裕ができるならば、将来の問題として中金の保証でも出させる熱意をもつておるつもりであります。農林としてもらわなければ、漁民の水産庁に対する期待が非常に薄らがざるを得ないことになりますので、この方面については、いずれ今会期中の最終ごろもう一回質問をいたしますから、それまでどうか関係方面と十分連絡折衝を持たれまして、私の希望に対して答えるような措置をとられんことを強く

午後一時四十六分開議

○宮水委員長 休憩前に引続き会議を開きます。午後一時四十八分散会開きます。

○宮水委員長 御異議なしと認めさせます。

○宮水委員長 御異議なしと認めさせます。